

# ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針（平成 27 年度改定版）の概要

## ツシマヤマネコ保護増殖連絡協議会

（環境省九州地方環境事務所・林野庁九州森林管理局長  
崎森林管理署・長崎県環境部自然環境課・長崎県対馬振  
興局・対馬市・対馬市教育委員会）

## ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針とは

ツシマヤマネコは絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）によって国内希少野生動植物種に指定されており、保護に関する基本的な方針は、「ツシマヤマネコ保護増殖事業計画（平成 7 年、環境庁、農林水産省告示）」に示されています。

ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針は、ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき、ツシマヤマネコ保護に関する取組の進捗状況と課題の整理を行い、行政としてのツシマヤマネコ保護の全体像と今後の具体的な目標、方針をとりまとめたもので、平成 22 年 3 月に策定されました。その後はこの方針に沿って事業が進められています。

平成 25 年 9 月に公表されたツシマヤマネコ第四次生息状況調査（以下、第四次調査と呼びます）の結果では、上島での分布の拡大や下島での生息確認は良い傾向と考えられましたが、推定生息数に増加傾向は見られなかったことから、全体としては 2000 年代前半から 2010 年代前半にかけてのツシマヤマネコの生息状況は、依然として改善しているとは言い難いと考えられました。

このため、最新の生息状況及び各種保全対策の進捗状況を踏まえて、実施方針の見直しを行いました。

この実施方針の具体的な活用方法は以下の通りです。

- 関係主体が保護活動を行う際の実践の手引
- 普及啓発の材料
- 行政が事業を実施する際にツシマヤマネコ保護に配慮するための資料
- 今後の地域住民を含めた行動計画の検討材料

### 【本実施方針における地域表記の区分】

本実施方針では万関瀬戸以北を上島、以南を下島と区分しました。

また第四次調査ではツシマヤマネコの移動を制限すると考えられる尾根を基準に対馬全島を 107 に区分して生息状況の評価単位としましたが、今後はこの地域区分を保全単位としても用いることとします。

## ツシマヤマネコ保護増殖事業実施の目標

達成時期		達成目標
短期	5年後 2019（H31）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個体数の減少を食い止める（絶滅危惧ⅠB類へダウンリストされる） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上島では全域での分布を維持するとともに、第四次調査で生息密度が「高い」、「やや高い」地域区分では生息環境の維持に努め、「極めて低い」、「低い」地域区分において、制限要因を解析し、対策が可能な地域区分については生息密度の増加を目指す。</li> <li>➢ 下島では、第四次調査で確認された4地域区分の生息を維持するとともに、その他の地域区分への分布の拡大及び定着を目指す。</li> </ul> </li> </ul>
中期	15年後 2029（H41）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下島での分布の拡大の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 引き続き、分布の拡大及び生息密度の増加を目指す。</li> </ul> </li> <li>● 上島全域及び下島の一部で繁殖可能な状態となる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上島全域及び下島の一部にメスが定住することを目指す。</li> </ul> </li> <li>● 上島・下島間での個体の交流 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上島南部及び下島北部の生息環境の改善を行い、個体の交流の促進を目指す。</li> </ul> </li> </ul>
長期	30年後 2044（H56）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対馬の全域に生息し、上島・下島ともに継続して繁殖が行われる状態となる <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 引き続き、分布の拡大及び生息密度の増加を目指す。</li> <li>➢ 上島及び下島の全域にメスが定住することを目指す。</li> <li>➢ 上島、下島間で個体の交流が常態化することを目指す。</li> </ul> </li> </ul>
最終		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 積極的な保護対策をしなくても安定して生息する状態となる</li> </ul>

## 保護対策の基本的な進め方

1. 生息域内における野生個体群の確実な保全を最優先とし、生息環境の改善等を行う。
2. 生息域外保全として、野生個体群に危機が迫った場合に備えて、飼育下個体群の確立及び適正な管理を行う。
3. 飼育下繁殖個体の野生復帰が必要な場合に備え、野生復帰に関する技術開発を進めるとともに、生息情報の少ない下島における野生復帰の必要性の検討を行う。
4. ツシマヤマネコと共生する地域社会の実現を目指して、ツシマヤマネコの保護と経済の活性化や地域振興の両立のための取組を行う。
5. 市民団体、研究者、動物園、行政等、関係者が連携して保護対策を実施し、対策ごとに必要に応じて、本方針に基づく行動計画を作成する。
6. 科学的知見に基づく順応的管理を行うとともに、各種対策の検討・実施の基礎となる調査研究を推進する。

## 各種保護対策の内容

### (1) 生息域内保全

- 1) 生息環境の保全、改善
  - ①大規模な開発行為との調整
  - ②保護エリアの指定、管理
  - ③良好な生息環境の維持、再生
  - ④関連制度との連携
- 2) 交通事故対策
- 3) 傷病個体の保護・野生復帰、死亡個体の回収
- 4) イエネコ対策
- 5) イヌ対策
- 6) ツシマジカ・イノシシ対策
- 7) モニタリング・調査研究
  - ①全島的な生息状況調査
  - ②生息状況のモニタリング
  - ③下島での詳細な生息状況調査
  - ④個体群動態の把握のための調査
  - ⑤個体の健全性の把握
  - ⑥好適生息環境の把握、生息環境の評価
  - ⑦各種保全対策の実施結果の評価

### (2) 生息域外保全

- 1) 持続可能な飼育下個体群の確立と維持：飼育下個体群管理方針に基づく飼育下個体群の管理
  - ①保険としての種の保存
  - ②野生個体群（生息域内個体群）の補強の目的で野生に復帰できる資質を持つ個体の創出
  - ③科学的知見を収集、解析し、生息地での保護対策に応用する
  - ④全国的な普及啓発で、保護増殖事業の推進に資する
  - ⑤保護された生息域内個体群の救護、リハビリテーション
- 2) 飼育下での知見の収集
- 3) 必要なファウンダーの確保
- 4) 人工繁殖技術の確立

### (3) 飼育下繁殖個体の野生復帰

必要に応じて飼育下で繁殖した個体を野生復帰させることが可能となるような技術開発及び体制の構築を目的に、野生復帰技術開発事業を実施する。

必要に応じて実施

### (4) ツシマヤマネコと共生する地域社会づくり

地域の経済活動とツシマヤマネコの保護を両立して地域活性化を図る取組を進め、ツシマヤマネコと共生する地域社会を実現する。

### (5) 普及啓発、環境教育の推進

広く住民に理解してもらうため、様々な取組を関係機関、団体等と連携し行う。また、全国から協力を得るために、全国に向けての普及啓発も行う。さらに国外への情報発信を行う。

### (6) 科学的な検討及び多様な主体との連携

- 1) 科学的な検討
- 2) 関係行政機関の連携
- 3) 多様な主体との連携
- 4) 行動計画の策定

## 今後5年間の重点取り組み

### (1) 生息域内保全

- ▶ 生息密度の高い地域ではその維持につとめ、低い地域については特異な要因の有無を確認し、必要に応じて重点的な対策を実施する。
- ▶ 国指定鳥獣保護区内においてツシマヤマネコの生息環境改善につながるツシマジカ、イノシシ対策の手法を開発し、対馬全域での対策の推進を目指す。
- ▶ 個体群動態の予測に必要な情報を得るため、個体識別技術を開発し、繁殖、移動・分散、寿命等の生態学的知見収集の調査を進める。
- ▶ 下島では生息確認地域及び分布の拡大が期待される地域を優先し、交通事故対策等の生息環境の維持、向上のための対策を実施する。
- ▶ 下島における生息状況のより詳細な把握に努める。
- ▶ 各種保全対策の効果等について評価手法を確立し、これまでの取り組み

### (2) 生息域外保全

- ▶ 飼育下において複数ペアの自然繁殖が毎年継続するよう、引き続き、繁殖及び飼育管理に関する知見を収集するとともに、飼育下繁殖技術の向上に努める。
- ▶ 人工繁殖等の新たな繁殖手法の技術確立を行うとともに、生息域内野生個体群への影響を極力低減したファウンダー候補の導入方針についての検討を行う。

### (3) 飼育下繁殖個体の野生復帰

- ▶ 「第1次ツシマヤマネコ野生復帰技術開発計画」に即して、ツシマヤマネコ野生順化ステーション内における安全かつ適切なツシマヤマネコの飼育管理に努めるとともに、野生復帰に関する技術開発を行う。
- ▶ 野生復帰の実施に関する判断基準及び条件の整備を行う。

### (4) ツシマヤマネコと共生する地域社会づくり

- ▶ 各種の取組の全島展開を目指して、関係者による協議会の設置等により推進体制を構築する。
- ▶ 既存の取組の科学的な評価、効果的な取組み手法をまとめたハンドブックの作成などを進める。

### (5) 普及啓発、環境教育の推進

- ▶ 住民への普及啓発及び環境教育を推進するとともに、広く国民の理解を得るため、動物園等と連携し、島外での普及啓発を推進する。

### (6) 科学的な検討及び多様な主体との連携

- ▶ 島外の企業に CSR 活動としての参画を働きかける。
- ▶ 対策ごとに、順次、関係者の協働により行動計画を作成する。

本事業の実施にあたっては、事業の目標を設定し、仮説を立てて事業を計画、実施し、科学的に結果を検証し、フィードバックするという順応的管理手法を用いる。

本実施方針の内容については、達成状況の評価結果に応じて5年ごとに見直すこととし、達成状況は、全島的な生息状況調査を5年毎に行い、評価する。